

- (14) 同上、574ページ。
- (15) 昭和2年4月15日付『中外商業新報』。
- (16) 昭和2年4月16日付『中外商業新報』。
- (17) 中村哲『政治史』東洋経済新報社、昭和38年、178ページ。
- (18) 昭和2年4月19日付『中外商業新報』。
- (19) 『東洋経済新報』第1247号(昭和2年5月7日)時評「預金者救済の理由無し」11ページ。
- (20) 美濃部達吉「現代憲政評論」(前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻、昭和45年、所収)
59ページ。
- (21) 前掲『大正昭和政治史の一断面』679ページ。

(3) 本行の対処方針と当時の論調

本行の対処方針

昭和2年(1927年)の金融恐慌に際し、本行が事態を鎮静化させるため、実際にどのように行動したかについてはすでに述べたが、そうした臨機の措置を探るに当たって、本行はどのような方針なり、考え方を持っていたのであろうか。

当時の日本経済は第1次世界大戦以降の激動による後遺症がなお続いていたが、近い将来、金解禁という事態が想定されていたことでもあり、経済の体質強化を急がなければならないというのが当時の一般的な考え方であり、この点は本行も同様であった。したがって自立の見込みのない企業が整理されることは、むしろ必要やむをえざることと考えられていたし、また一部弱小金融機関の行詰まりも格別大きな問題とはみられなかった。前述の第1次動揺において本行が臨機の措置を採ったのは、あくまで人心の動揺を防止しようとしたものであって、個別銀行そのものの救済を目的としたものではなかったといってよからう。この点は第1次動揺が鎮静化して間もなく開かれた、恒例の本支店事務協議会において、市来総裁が「今回休業しました京浜方面の銀行は、何れも皆早晚整理せられねばならぬ運命に在つたものでありますから、端なくも今回の動揺に依り他動的に其整理を余儀なくせらるるに至つたものでありますと、見様に依つては財界の整理を促進する所以とも謂ひ得らるるのであります」と述べているところからも

明らかである。

さらに同じ会議の席上、深井理事は、市中銀行に対する資金援助について「今回は平常為さざることをも為し鎮静を計りたるも大正十二年より十三年に至る期間に採りたるものとは多少心持を替へたり……地震の際には担保さへあれば融通せしも今度は自立の見込あるものに限ることとせり」と述べるとともに、不動産担保貸出や重役個人保証付の貸出は考慮しないと明言している。⁽²⁾これは第1次動揺の際における本行の態度が、関東大震災のときと比べて、より慎重であったことを示している。その背景には、当時本行内部にそれまでの救済融資に対する反省があったように思われる。この点について深井英五は後年、その著書『回顧七十年』⁽³⁾の中で次のように述べている。すなわち、本行は関東大震災直後において「一局部の破綻の為めに全体の動揺を起すことを避けんが為め」「自ら犠牲を払ふに至ることあるべきを覚悟」しながら救済に努めたが、その結果「世間の日本銀行に期待する所は益々大きくなり、日本銀行には財界の救済を一手に引受くるの責任ありとするが如き言議をさへ聞くに至つた」と。

このように本行を救済機関視する当時の風潮を改めさせ、自助の努力を促したいという意識が、本行の融資態度を関東大震災時よりは慎重なものにしていったということができよう。これは当時の本行の立場として、当然のことであった。ただ後に本行は第2次動揺の際の融資態度について一部から、消極的すぎたという批判を受けることになるが、それは以上のような本行の方針にからむものであった。

第1次動揺に際しては上記のように慎重な融資態度をとってきた本行も、台湾銀行問題が表面化することについては、その影響が大きいと考えて警戒心を強め、そうした事態を避けるために多額の資金援助を続けた（前掲表4-5）。それにもかかわらず3月下旬以降における台湾銀行問題の進展は、本行にとっても、新しい決断を迫るものであった。当時本行内部には、台湾銀行問題にどう対処すべきかをめぐって、二つの考え方があったようである。その一つは、ことここに至っては台湾銀行を徹底的に援助せざるをえないという考え方であり、他の一つは、これ以上台湾銀行に貸出を行うには、担保面での不安もあるので、政府からの損失補償を条件とすべきであるという考え方であった。結局市来総裁は後者の

考え方を採用し、他の重役もこの意見に賛成したという。そしてこの意見は4月初頭に政府に伝えられたが、当初政府はこの本行案に強い難色を示し、その後の政府と本行の交渉は難航した。⁽⁴⁾しかしこの間にも金融界の情勢がだいに緊迫の度を加えていたため、本行は再び市中銀行に対する資金援助に乗り出さざるをえなくなり、とくに台湾銀行に対する貸出は急増した（前掲表4-6）。ところがこのころになると本行の台湾銀行に対する貸出は、担保面からも限界に近づくに至った。台湾銀行が本行から資金援助を受けるに際して、成規の優良な担保を提供できない状況にあったことは当然で、そのことは当時の台湾銀行に対する本行貸出が主として「特殊手形」（本行口特別融通）の形で行われたことにも表われている。しかし4月中旬になると事態はいっそう悪化し、社債・地方債・株式等の有価証券はもとより、不動産その他各種手形に至るまで、ことごとく特別融通の担保として差し入れざるをえないという状況になった。⁽⁵⁾いまその実態を台湾銀行休業決定の4月16日に実行された特別融通についてみると、その担保物件に鈴木商店関係の物件が多かったことは当然としても、なかには融通実行当日になお遠隔地から取寄せ中の物件まで含まれていた（表4-7）。このほか、当時本行は、すでに実行した融通の担保物件を台北の台湾銀行本店から本行に持参する同行行員に本行臨時雇の資格を付与するとか、あるいは台北所在の有価証券を本行担保品として台湾総督府に寄託したまま融通を実行するといった便法までとて急場をしのいだ。このようによく本行は深刻な事態を眼前にして平時においては到底考えられないような異例の扱いを採ったのである。

表4-7 台湾銀行に対する日本銀行特別融通の担保物件
(昭和2年4月16日実行分)

融通額	担保物件
(1) 1,060千円	台湾諸会社等支払手形13通
(2) 1,000 "	台湾公共団体その他の支払手形23通 (台湾より運送中のもの)
(3) 3,060 "	ニューヨークより運送中の輸入手形
(4) 5,000 "	中国・インド・オランダ領インド向け輸出為替手形
(5) 2,830 "	帝國人造絹糸株式会社支払手形51通
(6) 1,000 "	鈴木関係有価証券（主として鈴木関係貸出の担保たる有価証券をいう）
(7) 4,750 "	鈴木関係不動産担保付手形20通
(8) 5,100 "	鈴木関係手形208通 輸入為替手形 台湾所在有価証券 ポンペイより運送中の手形
計 23,800 "	

（出所） 日本銀行保有資料。

こうした状況に直面し、本行はついに4月13日に、これ以上台湾銀行に資金援助を続けることはできないから、政府において緊急な措置を探ってほしいと申し入れたようである⁽⁶⁾（しかし実際には本行は同行に対し4月14日～16日の3日間に4320万円の特別融通を行い、その16日現在の残高は1億3774万円に上った）。ここで政府も本行の主張を受け入れ、政府の損失補償付という条件で本行が台湾銀行に融通するという内容の緊急勅令によって、この事態を乗り切ろうとしたが、結局枢密院の反対にあって、そのもくろみは失敗に帰した。その経緯や背景についてはすでに述べたとおりである。緊急勅令案否決、内閣総辞職という事態の急転回は、本行の希望的観測を裏切るものであった。ここで本行は第二の決断を迫られることになった。緊急勅令案が否決された17日の夜、本行に参集した有力市中銀行首脳は翌18日（月曜）以降の台湾銀行休業という事態を避けるために、台湾銀行に対する本行の援助を続けてほしいと要請し、同席していた片岡蔵相もその要請を支持した。しかし本行はこの要請に応じなかったという⁽⁷⁾。本行は、これ以上本行の責任において台湾銀行への融資を続けることはできないという、先に決定した方針を貫いたのである。こうして前述のように18日から台湾銀行は島外支店を休業とし、またこれまで本行から特別の援助を受け整理に努めていた近江銀行も時を同じくして休業に入った。

この前後の本行の動きについては一部には批判もあるところで、例えば安田銀行副頭取、結城豊太郎は昭和3年当時、本行が近江銀行を見放したことが混乱を大きくした原因であり、もし近江銀行を救済していれば十五銀行も助かっただろうと語っている⁽⁸⁾。このような推論が正しいかどうかについてはおそらく見解の分かれるところであろう。ただ、当時の本行が、どのような見通しのもとに行動したのかは必ずしも明らかではない。

本行貸出の動き

金融恐慌に際して本行が金融界の動揺を鎮静化するため、市中銀行に対する資金援助を行った結果として、本行貸出は急増した。第1次動揺においては、本店の貸出増加が中心であったが、第2次動揺の際には本店のみならず、大阪支店で

4. 昭和2年の金融恐慌

貸出が急増したほか、その他の全支店で貸出が行われた。これは第2次動揺が全国的な広がりを持つものであったことを端的に示している。とくに台湾銀行休業後の貸出急増は驚異的なものがあった。この結果金融恐慌発生前は2億円台にすぎなかった本行貸出は、第2次動揺中のピーク時には21億円まで膨張した(表4-8)。

表 4-8 昭和2年金融恐慌時における本支店別貸出残高

(単位:百万円)

本支店名	3月10日(A)	3月31日	4月16日	4月25日(B)	4月30日	B-A
本 店	204	406	435	1,142	833	939
小 檜	—	1	1	9	4	9
函 館	—	—	—	3	2	3
秋 田	—	0	0	6	2	6
福 島	2	6	5	16	11	14
新 湧	0	3	2	9	5	8
金 沢	4	8	6	29	22	25
松 本	4	3	2	5	3	1
名 古 屋	1	15	4	132	66	131
京 都	—	3	11	38	27	38
大 阪	14	77	98	600	441	585
岡 山	1	2	1	34	21	33
広 島	0	1	1	22	10	22
松 江	—	0	—	5	2	5
門 司	11	13	14	41	31	29
熊 本	2	2	2	5	4	4
計	243	539	581	2,096	1,484	1,853

(注)1. 3月10日 = 金融恐慌発生直前の旬末。

2. 4月16日 = 台湾銀行休業の前営業日。

3. 4月25日 = 本行貸出のピーク時。

(出所) 日本銀行保有資料。

以上のような貸出には、本行の成規の手続によって行われたものほか、成規の手続によらない「特別融通」として行われたものもかなり多い。これらは後述の「補償法特別融通」のように法令によって行われたものではなく、あくまで本行の判断と責任によって実行された「本行口特別融通」であった。これらの本行口特別融通の取扱いについては状況に応じ隨時、本店から各支店に対し通ちょうが出されており、その内容は受け入れ担保品の範囲拡張、取引先以外のものに対する融通、高率適用の免除、延滞利息の免除、支店長裁量の拡大といったものであ

った。いまその具体例として4月24日付のモラトリアム実施期間中における措置に関する通ちょうをみると、次のとおりである。⁽⁹⁾

一、取引先銀行ニ対シテハ成規取引ノ外

(イ) 成規外ノモノニテモ換価容易ナル有価証券ヲ担保トシテ融通スルコト

(ロ) 商業手形以外ノ手形ハ本行ノ損失ヲ來サザル様嚴重ニ其支払能力ヲ査定シ之ヲ
担保トシテ適度ノ融通ヲ為スコト

二、取引先以外ノ銀行ニ対シテハ成規担保融通及ヒ前項(イ)ニ準スル融通ヲ為スコト

三、成規担保以外ノ融通ハ取引ノ都度承認ヲ受ケテ実行スヘキコト

四、取引先以外ノ銀行ニ対スル成規担保融通ハ実行ノ上報告スヘキコト

五、事情ニヨリ指定倉庫ニ準スル取引ヲ詮議スヘキコト

こうした臨機の措置によって本行から特別融通を受けた銀行は安田銀行、台湾銀行等200行を超えた。またその融通額は残高増加額ベースで第1次動揺時には1.4億円、第2次動揺時には8.6億円で、結局金融恐慌発生直前から第2次動揺の中で本行貸出がピークに達した4月25日までの増加額は10億円に近く、それは同期間における本行貸出増加額の半分を超えるものであった（表4-9）。またこの特別融通を地域別にみると、もちろんそれは本店および大阪支店に集中していたが、第2次動揺の際にはその他の支店でも多かれ少なかれ特別融通を実行した例が多く、当時の16の本支店のうち、それが生じなかったのは、わずかに新潟・松本両支店にすぎなかった。

しかし4月26日以降、本行貸出は特別融通分を含めて漸減した。とくに5月9日、後述の「日本銀行特別融通及損失補償法」が施行されると、4月22日以後5月8日までに実行した本行口特別融通のうち、同法第1条に定めた目的、つまり預金支払準備に充当するために行われた分は、これを補償法特別融通と見なしうることになった（同法附則第2項）ので、本行口特別融通は借入銀行のその後生じた余裕金や担保処分代り金のほか、この補償法特別融通による資金によって弁済されたものもあり、昭和2年末における残高は、前記ピーク時の3分の1まで減少した。

なお、昭和2年4月中において、本行口特別融通残高のピークが1億円を超え

4. 昭和 2 年の金融恐慌

表 4-9 昭和 2 年金融恐慌時における本行口特別融通残高

(単位：百万円)

	本店	大阪支店	門司支店	名古屋支店	岡山支店	その他とも計(A)	総貸出(B)	A/B(%)
2月末	109	15	9	—	—	138	347	39.8
3月10日	93	15	9	—	—	122	243	50.2
23日〔3月中〕	232	18	9	—	—	263	630	41.7
3月末	188	21	9	—	—	223	539	41.4
4月9日	172	28	9	—	—	213	525	40.6
25日〔4月中〕	691	273	17	37	19	1,073	2,096	51.2
4月末	502	207	14	15	10	770	1,484	51.9
(3/23)～(3/10)	139	2	—	—	—	141	387	36.4
(4/25)～(4/ 9)	519	245	8	37	19	860	1,571	54.7
(4/25)～(3/10)	598	257	8	37	19	951	1,853	51.3

(注) 各店別の大口特融先とそのピーク残高(かっこ内はピーク時点の月日)は次のとおり。

(本店)

(大阪支店)

安田銀行 188百万円 (4/24) 十五銀行 54百万円 (4/20)

台湾銀行 138 " (4/16) 藤田銀行 54 " (5/12)

川崎銀行 76 "

(4/25)

藤田銀行 54 "

(5/12)

第百銀行 53 "

(4/24)

(出所) 日本銀行保有資料。

た貸出先は安田銀行と台灣銀行であった。もっとも安田銀行に対する融通額の大部分は4月22日（金曜）、同23日（土曜）の両日の全国的な銀行の臨時休業後ににおける営業再開に備えたもので、昭和2年末には完済されている。しかし台灣銀行の場合は、特別融通額の約半分が鈴木商店関係資金特別融通であつただけでなく、台灣銀行自身が前述のように苦境にあったから、その返済はなかなか進捗せず、結局その完済は昭和9年1月となった。

当時の論調

すでに述べたところからも明らかのように、昭和2年の金融恐慌は単に経済問題であるというだけでなく、同時にそれは政治問題であり、また社会問題でもあった。したがって当時のジャーナリズムが金融恐慌をめぐってしばしば論陣を張ったことはいうまでもない。こうした論調は主として震災手形関係2法案や台灣銀行問題に対する政策当局の対処方針が是か非かという点に向けられていた。そしてこれらの多くは、後述のように野党の主張を支持していた。しかもその中には極めて激しい語調のものもあったから、結果的にみれば、それらが国民大衆の不安感を増幅することになったという批判⁽¹⁰⁾も、あながち否定できない。

まず震災手形関係2法案に関する論評をみてみよう。『東京朝日新聞』はこの2法案が正式決定する以前の1月8日付の紙上に早くも同法案に反対する論説を掲げている。⁽¹¹⁾ その反対理由は、要するに、①震災手形関係2法案はこれまで震災手形の整理を怠ってきた銀行家や事業家を救済するものであり、こうしたやり方はこれまでじめに自力的解決に努力してきたものとの比較において公平を欠くのみならず、堅実な自助的精神を失わせることになる、②一方で国債償却を旗印としている政府が、他面において国債を増発させる法案を提出するというは「公債政策」の立場からみても矛盾ではないか、という2点であった。このような反対論は、当時のジャーナリズム一般にほぼ共通した論調であり、それはまた自由主義経済の原則からいえば、いわば正論といえるものであった。

これに対し、現実的な問題の解決策としては政府の方針を支持せざるをえないとしたのは『東洋経済新報』であった。すなわち、同誌は昭和2年3月12日号に

おいてこの問題を取り上げ、震災手形関係2法案に対する反対論は、いわば個人主義・自由主義の原理に立脚するものであり、他方政府はいわば団体主義・社会連帯主義の立場にあるが、「社会が次第に進化して、機構が複雑高等になるに従ひ、比較的中枢から遠ざかれる個人の犯せる過失でも、時に大なる障礙を社会全体に及ぼす。況や中枢に近い個人の過失に於てをや」として震災手形の処理については後者の立場を探らざるをえないと主張した。⁽¹²⁾しかしジャーナリズムの中で、このように政府の方針を支持した主張は極めて少なかった。こうした論調について金融恐慌鎮静後に発行された銀行問題研究会の『銀行論叢』は、「震手問題においては我国の大新聞、大雑誌のすべて（一東洋経済新報を除き）は政友会、実業同志会等政府反対党の院外団たる役目を務めたに過ぎなかつたのである」⁽¹³⁾とさえ評している。

ただ同時にジャーナリズムの論調の中には、こうした震災手形の処理問題にからんで、当時の政党の態度や政策の基本的あり方についての批判を含むものがあったことは見逃せない。とくに後者についてみれば、例えば昭和2年3月25日付の『大阪朝日新聞』は、銀行界の整理が遅れているのは政策当局の誤った方針によるものであると論じた。⁽¹⁴⁾すなわち、大蔵・日銀当局は「不良銀行を救済することをもつて、財界の安定上絶対に必要である」としてきたが、そのため「銀行ではたとへ不良状態にあつても、いざとなれば当局が救済してくれるといふ肚があるから、整理を断行しやうといふ誠意が欠けてゐるのである」とし、大蔵・日銀当局は積極的に銀行の整理を勧誘すべきであると主張している。当時の大蔵・日銀当局が市中銀行に甘すぎたかどうか、いろいろな見方があろうが、少なくともそこに金融秩序の維持、預金者保護といった政策目標が、結果的に個別金融機関に対する過保護に陥りやすいという現在にも通ずる基本的問題が指摘されていることは注目に値しよう。

次に台湾銀行問題についての論調をみると、まず緊急勅令案を枢密院が否決したことについて、当時の新聞・雑誌の論調の多くは、枢密院、政友会と同じ立場をとっていた。ただここでも『東洋経済新報』は経済的波乱を避けることも「憲法」第70条にいう「公共ノ安全ヲ保持スル為」に当たるとして、緊急勅令案違憲

論に反対するとともに、「現代の経済社会が、全体として一の緊密なる組織をなし、其一部の故障が直ちに全体に、而かも拡大した勢で故障をもたらすことの、如何に恐るべきものあるかを知るべきである」とし、さらに「枢密院が台銀救済勅令案を否決したのも、表面は唯だ憲法上の問題と称するも、其實は矢張顧問官等に以上の理解が全然無く、それに若槻内閣に対する憎悪の情を結び付けたる結果に外ならない」と断じている。⁽¹⁶⁾

また台湾銀行問題そのものをどのようにみるかという点になると、新聞の論調は、上述のような緊急勅令案に対する見解からもある程度推察されるように、台湾銀行を安易に救済すべきではないという趣旨のものが多かった。例えば枢密院の精査委員会が緊急勅令案を否決した4月15日付の『大阪朝日新聞』は、台湾銀行の損失は「政商に対する不良貸付による」ものであって「國家が負担するのいはれなきこと」とし、震災手形関係2法案による恩恵の大半を受けるのは台湾銀行であるのに、そのうえ「さらに二億円の補償をするとは実に乱暴極まる話」で「片岡蔵相は一体日本の大蔵大臣であるのか、台銀の頭取なのか、全く諒解に苦しむ」といった激しい論調を掲げている。⁽¹⁷⁾

しかし同時に、以上のような台湾銀行救済問題への対処という観点から一步踏み込んで、この際、わが国金融のあり方を再検討すべきであるという議論も少なくなかった。こうした議論の中には、もちろん無担保コールの禁止とか、預金協定の厳守といった金融技術的な改革提言もあったが、基本的には、銀行と政府の関係を改めて考え直すことが必要であるという意見がみられた。こうした見解の代表的なものは、昭和2年5月1日付の『エコノミスト』に掲載された堀江帰一（慶應義塾大学教授）⁽¹⁸⁾の論文であった。この堀江論文は台湾銀行が破綻した原因として「対支借款の回収不能」と「好景気時代における不謹慎なる貸出」をあげ、前者についてはもちろん、後者についても、その時々の政権の圧力によって心ならずも融資に応じたものがあったとして、特殊銀行としての台湾銀行の立場にかなり同情を示している。そしてこのような認識から台湾銀行問題に対する根本的解決策として、台湾銀行を台湾における殖産興業の金融機関たらしめるため、その対外関係を「南支」方面に限定すること、政権との関係を薄くするため

重役の選任を株主総会の選挙に一任することの2点が必要であると結論した。

『東洋経済新報』もまた同じような見解をとっていた。すなわち昭和2年4月23日付の同誌は、台湾銀行の経営破綻は政府の政策の犠牲であると断言し、このような事件の再発を防止するためには、金融制度の根本的改革が必要であると主張した。そして当時「金融制度研究会」⁽²¹⁾が行ったすこぶる大胆な提言、すなわち「銀行を大体普通銀行と長期金融銀行との二系統に分ち、前者の中央機関としては日本銀行を改革して普通銀行の加盟組織とし、後者の中央機関としては、債券発行権を一手に集中する長期金融中央局を設け、……而して其両中央機関の經營は一部は銀行界外より選出せらるる公平無私の人物、一部は各銀行の選挙する実務家より成る理事団に托し全く政府直接の干渉を絶つ」という提案に賛意を表している。

前年の大正15年(1926年)4月、大蔵省内に「金融制度調査準備委員会」が設置されたことにうかがわれるよう、当時、金融制度の改革はわが国金融界における重要なテーマであったが、台湾銀行問題を契機にわが国金融のあり方について、ジャーナリズムの中から、上述のように、長期金融と短期金融の分離、金融に対する政府の関与のあり方といった基本的な問題提起が行われたことは注目されよう。

- (1) 前掲『支店長會議書類』(昭和2年春季～3年秋季)。
- (2) 同上。
- (3) 深井英五『回顧七十年』岩波書店、昭和16年、217ページ。
- (4) 同上、226～229ページ。
- (5) 前掲「台湾銀行ノ破綻原因及其整理」281～282ページ。
- (6) 前掲『大正昭和政治史の一断面』613～616ページ。
- (7) 結城豊太郎『最近十年間に於ける我財界の動き』金融研究会、昭和6年、214～218ページ。
- (8) 大阪朝日新聞社経済部「金融恐慌秘話」(前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収)17ページ。
- (9) 日本銀行保有資料。
- (10) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」3ページ。
- (11) 昭和2年1月8日付『東京朝日新聞』。
- (12) 『東洋経済新報』第1239号(昭和2年3月12日)社説「震災手形問題に現れたる両原理」8～9ページ。

- (13) 「銀行論叢 第9巻第2号」銀行問題研究会、昭和2年8月1日（前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収）590ページ。
- (14) 昭和2年3月25日付「大阪朝日新聞」社説「震手案いよいよ成立」（前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収）764ページ。
- (15) 例えば昭和2年4月15日付「大阪毎日新聞」社説「常軌を逸せる日銀非常貸出」および昭和2年4月15日付「大阪朝日新聞」社説「台銀救済」（いずれも同上所収）769～770ページ。
- (16) 『東洋経済新報』第1245号（昭和2年4月23日）社説「台銀救済事件と二個の問題」および時評「憲法第七十条の解釈」10～11ページおよび13～14ページ。
- (17) 前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収、770ページ。
- (18) 『エコノミスト』第5年第10号（昭和2年5月15日）雑録「財界混乱と銀行家への教訓」36～37ページ。
- (19) 堀江帰一「植民地銀行の使命と台銀整理」（上掲誌、第5年第9号、昭和2年5月1日）10～12ページ。
- (20) ここでいう「対支借款」というのは大正6～7年に行われた西原借款を中心とする対中國借款を指す。
- (21) 前掲、社説「台銀救済事件と二個の問題」11ページ。
- (22) 大正11年に、金融制度改革を痛感する者により組織した私的研究団体（金融制度研究会『中央銀行制度私案綱要』大正14年、はしがき3ページ）で、会員の中には次の本行関係者が含まれていた。
 - 井上辰九郎（元株式局調査役）
 - 志立鉄次郎（元西部支店長）

（4）金融恐慌の影響

昭和2年（1927年）の金融恐慌は一小銀行の臨時休業から始まって、ついに全国的なモラトリアムの施行という事態にまで発展した。モラトリアムは、わが国の金融史上、大正12年（1923年）の関東大震災の事例を除き他に例がない。このときの金融界の混乱は、それだけ規模が大きく、かつ深刻なものであった。したがってそれがもたらした影響もまた、すこぶる大きかった。それは国内のみならず対外関係にまで及び、また短期的な影響にとどまらず、長期的にみても、わが国の金融構造に変化をもたらす重要な要因となった。

金融の緩和

前述のように昭和2年3月の第1次動揺以降、本行貸出は急増した。これは、単に預金の引出しが増加しただけでなく、市中銀行が預金の取付けに備えて手元を厚くしようとしたために生じた現象であったから、本行勘定面では本行貸出が増加するにつれて銀行券発行高と一般預金（民間預金）がともに急増した。そして同年4月のモラトリアム実施によって金融界の動揺が鎮静化した後も、本行勘定は旧には復さなかった。一時急膨張した兌換銀行券発行残高は同年夏以降は前年を数パーセント上回る水準にまで収縮したが、しかし本行貸出（平均残高）の

表 4-10 日本銀行の主要勘定（平均残高）

(単位：百万円)

昭和	貸出金	前年同月比 増減(△)率	兌換券	前年同月比 増減(△)率	一般預金	前年同月比 増減(△)率
2年1月	313	△ 25.3%	1,285	△ 3.4%	50	0%
2月	272	△ 29.2	1,195	△ 5.0	47	0
3月	357	15.9	1,197	3.8	69	60.5
4月	960	216.8	1,621	40.8	212	417.1
5月	1,152	362.7	1,553	40.9	330	573.5
6月	870	215.2	1,336	12.6	253	377.4
7月	775	199.2	1,278	6.8	221	360.4
8月	861	212.0	1,214	4.4	243	465.1
9月	839	246.7	1,161	3.4	275	428.8
10月	852	207.6	1,220	3.9	239	482.9
11月	850	211.4	1,202	4.7	203	407.5
12月	860	137.6	1,366	6.8	212	341.7
3年1月	802	156.2	1,406	9.4	235	370.0
2月	741	172.4	1,243	4.0	228	385.1
3月	747	109.2	1,215	1.5	221	220.3
4月	798	△ 16.9	1,238	△ 23.6	257	21.2
5月	986	△ 14.4	1,198	△ 22.9	410	24.2
6月	963	10.7	1,280	△ 4.2	369	45.8
7月	783	1.0	1,264	△ 1.1	336	52.0
8月	792	△ 8.0	1,228	1.2	257	5.8
9月	792	△ 5.6	1,210	4.2	298	8.4
10月	799	△ 6.2	1,267	3.9	269	12.6
11月	787	△ 7.4	1,259	4.7	269	32.5
12月	793	△ 7.8	1,412	3.4	241	13.7

(注) 貸出金には政府貸上金を含ます。

(出所) 日本銀行調査局『本邦經濟統計』昭和4年4月。

水準は、同年5月をピークに若干減少したとはいえ、金融恐慌発生前の3億円前後から、その2倍以上の8億円台を維持するようになり、また5000万円前後であった一般預金も2億円台に上昇した（表4-10）。つまり金融恐慌を契機に、本行貸出が急増し、そのかなりの部分がそのまま本行への預金として歩留まるというかたちになった。これは後述のように、本行貸出に大きく依存したような銀行からは預金の流出が生じ、金融界の動揺が鎮静化した後でも本行貸出を返済する能力がなかったのに対し、そうした銀行から流出した預金は信用の厚い大銀行に流入した結果であった。このようにして大銀行の資金ポジションは著しく好転することになった。例えば三井銀行の各期末における総預金に対する支払準備（現金、預け金、コール・ローン）の比率は大正15年では11～12%であったものが、⁽¹⁾翌昭和2年には15%台となった。

しかし以上のような大銀行の余裕資金の増大にもかかわらず、当時の経済界における資金需要にはみるべきものがなかったので、金融界の動揺が鎮静化すると、大都市を中心に金融緩和のテンポは速まった。当時の状況につき「昭和二年日本銀行営業報告」は「上半季末決済並に新旧盆節季に際しても銀行の手許概ね豊富なる折柄金融界は格別の引締りを見ず」と述べている。⁽²⁾このような金融緩和の傾向を反映して、金利はしだいに低下した。当時コール・レートについては大銀行間で最低日歩1錢3厘という申合わせが行われていたが、昭和2年6月以降この協定を下回るレートが散見されるようになり、さらに翌7月には台湾銀行のコール払戻しが行われたことから、コール市場はますます緩和し、このため大銀行間のコール協定による最低レートも8月9日から日歩1錢2厘、10月8日から日歩1錢1厘に引き下げられた。⁽³⁾しかし実際の最低レートはこれをかなり下回っていた（表4-11）。他方、市中貸出金利もしだいに低落し、銀行収益も低下したので、10月8日から東京・大阪における預金協定利率の引下げが行われ、⁽⁴⁾そうした動きは次第に地方へ広がっていった。このような情勢のもとで、10月8日に本行は公定歩合の日歩1厘引下げ（商業手形割引歩合1錢6厘→1錢5厘）を決定し、10日より実施した。この引下げは大正14年以来、4回目のものであり、その引下げ幅の合計は商業手形割引歩合で日歩7厘に達した（表4-12）。

4. 昭和2年の金融恐慌

表 4-11 東京市中金利

(単位: 日歩・銭)

昭和	普通商業手形		紡績手形		コール・マネー(無条件)	
	最高	最低	最高	最低	最高	最低
2年1月	2.40	1.75	2.00	1.65	1.85	1.50
2月	2.20	1.70	1.90	1.60	1.75	1.00
3月	2.10	1.60	1.80	1.55	1.60	1.35
4月	2.20	1.60	1.85	1.55	1.50	1.30
5月	2.10	1.80	1.80	1.60	1.40	1.30
6月	2.40	1.80	1.90	1.60	1.40	1.20
7月	2.30	1.70	1.80	1.30	1.40	1.10
8月	2.20	1.50	1.60	1.20	1.30	1.00
9月	2.10	1.40	1.50	1.10	1.20	0.80
10月	2.00	1.30	1.40	1.00	1.20	0.70
11月	2.00	1.40	1.50	1.20	1.20	0.80
12月	2.10	1.50	1.60	1.40	1.60	0.70
3年3月	1.60	1.10	1.30	1.00	1.10	0.80
6月	1.60	1.20	1.30	0.90	1.10	0.50
9月	1.60	1.30	1.20	0.95	1.10	0.75
12月	1.90	1.35	1.30	1.15	1.70	0.60

(出所) 表 4-10と同じ。

表 4-12 公定歩合の推移

(単位: 日歩・銭)

改訂年月日	商業手形	国債担保割引貸付	国債以外のものを担保とする貸付	当座貸越・コレオスポンデンス貸越
大正8年10月6日	2.00	2.00以上	2.20以上	2.30
11月19日	2.20	2.20 "	2.40 "	2.50
14年4月15日	2.00	2.00 "	2.20 "	2.30
15年10月4日	1.80	1.80 "	2.00 "	2.10
昭和2年3月9日	1.60	1.70 "	1.80 "	2.00
10月10日	1.50	1.60 "	1.70 "	1.90

この間、余裕資金を抱える市中銀行はその運用先を公社債に求めたので、公社債の売行きは好調となり、その利回りは漸次低下して、昭和2年1月～同3年6月間の低下幅はほぼ1ポイント弱に達した(表4-13)。さらにこのような公社債利回りの低下は、起債意欲を刺激し、公社債の発行が著しく増加した。金融界の動搖が鎮静化した昭和2年7月以降の1年間についてみると、公社債発行高は27億円に達し、前年同期に比し倍増となった(表4-14)。公社債の発行はすでに

表 4-13 公社債平均利回り

(単位: %)

昭和	国債	地方債	銀行債	会社債
2年1月4日	5.88	6.77	7.35	7.70
4月1日	5.81	6.71	7.22	7.61
5月2日	5.76	6.69	7.23	7.61
6月1日	5.78	6.61	7.22	7.68
7月1日	5.78	6.56	7.16	7.36
10月1日	5.41	6.20	6.88	7.25
3年1月4日	5.32	6.05	6.65	7.15
6月1日	5.08	5.84	6.56	6.77
2/1/4～ 3/6/1間 の低下	0.80	0.93	0.79	0.93

金融恐慌発生前から金利水準の低下を反映してかなり増加していたので、金融恐慌後さらに急増したということは、いかに起債意欲が旺盛であったかを物語るものであるが、しかしその資金が事業資金として使われたのはごく少なく、大部分は銀行借入金の返済や高利既発債の借替えに向けられた。⁽⁵⁾

(出所) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」137ページにより作成。

表 4-14 公 社 債 発 行 高

(単位: 千円)

昭和	公 債		社 債		合 計	
	発行高	前年比増減	発行高	前年比増減	発行高	前年比増減
2年7月	11,875	△ 5,429	34,820	△ 13,016	46,695	△ 18,445
8月	72,045	52,173	77,900	25,550	149,945	77,723
9月	63,519	2,730	55,545	△ 2,359	119,064	371
10月	12,319	8,503	77,475	24,875	89,794	33,378
11月	216,302	191,866	120,895	22,495	337,197	214,361
12月	235,778	173,871	161,823	124,618	397,561	298,399
3年1月	9,923	△ 17,864	70,370	55,185	80,293	37,321
2月	37,467	29,733	110,240	74,041	147,707	103,774
3月	306,346	140,034	182,130	119,672	488,476	259,706
4月	105,762	100,541	142,097	△ 36,874	247,859	63,667
5月	27,957	14,636	121,290	3,267	149,247	17,903
6月	286,028	213,778	180,581	138,831	466,609	352,609
計	1,385,281	904,482	1,335,166	536,285	2,720,447	1,440,767

(注) 社債は銀行債・会社債の合計。なお、公債の計数不適合は原表のまま。

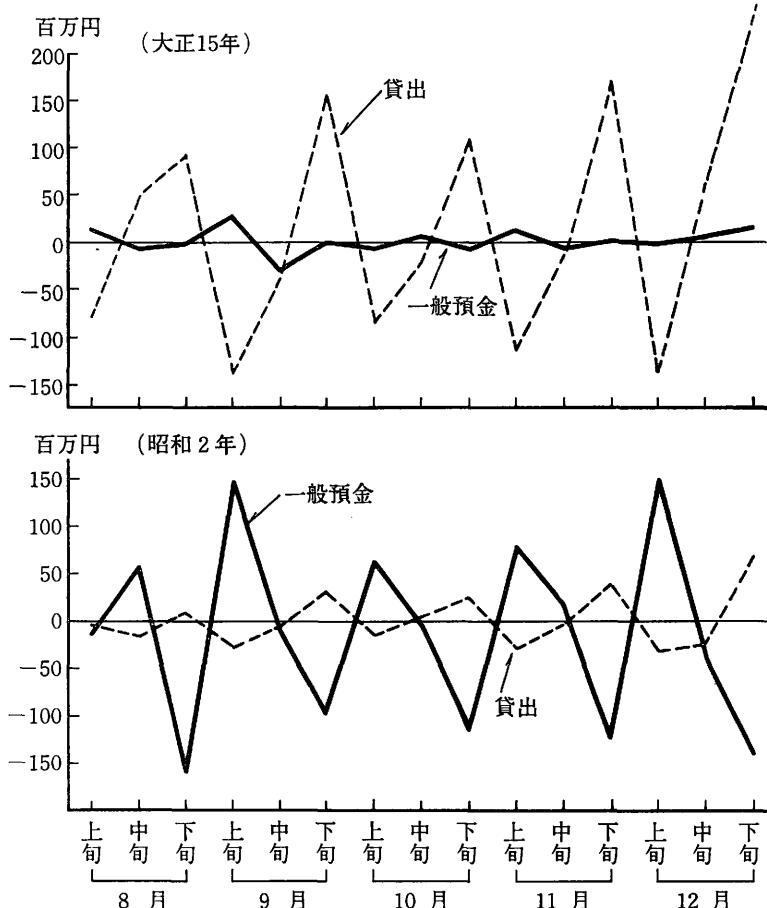
(出所) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」139ページにより作成。

本行の金融調節力の低下とその対策

以上のような金融緩和の傾向は、本行の金融調節力（当時は「日銀統制力」という言葉が用いられていた）を弱めるものであった。とくに本行の一般預金（民

間預金)が高水準にあったことは、ひとたび産業界に資金需要が生じれば、銀行信用の急速な膨張を招く危険をはらむものであり、この点は本行井上総裁も第24回全国手形交換所聯合会における演説(昭和3年5月15日)の中で指摘している⁽⁶⁾。なおこのように本行に対する市中銀行の預金残高が高水準に達したことは、金融政策の観点からこれを円滑に調節するための諸手段が整備されていなかった当時としては、本行にとり懸念すべき事態であったが、長期的にみれば、市中銀行の支払準備が中央銀行に集中することは各国とも共通にみられる歴史的過程であり、やがて後年に金融政策手段として支払準備制度が導入される母胎になるという側面をもっていたことも見逃せない点であろう。

図4-1 日本銀行の一般預金・貸出の旬中増減額



ところで本行の金融調節力の低下が懸念された当時の実情に関し、昭和2年8月～12月における本行の一般預金・貸出の動きを前年同期のそれと比較してみると、両者の間には著しい対照がみられる。すなわち、各旬間における本行一般預金・貸出の増減額をとってみると、昭和2年の場合は、一般預金の変動が大きいのに対し貸出の変動は比較的小幅であるが、前年の動きはこれと全く反対である（図4-1）。このことは、大まかにいえば大正15年の場合は、市中銀行の資金繰りの変化が本行貸出によって調整されたのに対し、昭和2年の場合は、それが一般預金の増減によって調整されていたことを示している。つまり昭和2年においては、本行貸出が市中銀行の資金繰りのクッションにほとんどなっていなかったのである。このような現象は本行の一般預金が高水準であったためだけではなく、本行貸出が特別融通の増大によって著しく固定的なものとなっていたことにもよる（この傾向は昭和3年5月ごろがとくに顕著であった）が、このような情勢が公定歩合操作の有効性を減殺するものとして懸念されたのである。

もちろん本行としてもそうした事態を放置していたわけではない。本行は金融調節上の必要性と市中銀行の余資運用難緩和をねらって、金融恐慌鎮静後の昭和2年5月から、市中銀行の申し出に応じて隨時、所有国債を売却した。その間若干の買入れも行われているが、昭和2年5～7月の3か月間における本行保有国債の対市中売却超過額は1億円を超えるかなり多額なものであった。その後起債市場が活況を呈したこと、年末期を迎えたことなどから売却額は減少したもの、年明け後は再び増加した。とくに昭和3年5月は前年5月制定の後述特別融通関係2法（「日本銀行特別融通及損失補償法」および「台湾ノ金融機関ニ對スル資金融通ニ關スル法律」）による本行特別融通の締切り期に当たり、本行貸出が急増したことあって、所有国債売却額も多かった⁽⁷⁾（表4-15）。このようにして昭和2年5月以降1年あまりの間にネットで3億円を上回る多額の本行保有国債の対市中売却が行われたほか、政府も国債の発行方式について非公募の方針を改め、昭和3年3月および5月に合計1億3000万円の国債を市中公募方式で発行した⁽⁸⁾。しかし事態はそれほど改善されたようには思われない（前掲の表4-10および表4-11）。これは上記のような規模の余資吸収策が実施されたにもかかわ

表 4-15 日本銀行保有国債の対市中売買

(単位:千円)

昭和	売却(A)				買入(B)			A-B
	一般	条件付	その他	計	一般	条件付	計	
2年5月	45,800	—	1,531	47,331	—	—	—	47,331
6月	28,280	—	—	28,280	23,546	10,175	33,721	△ 5,441
7月	56,645	10,175	—	66,820	—	—	—	66,820
8月	10,000	15,149	5,604	30,753	—	4,849	4,849	25,904
9月	—	5,091	—	5,091	—	5,091	5,091	0
10月	11,052	—	—	11,052	—	—	—	11,052
11月	—	—	6,281	6,281	—	—	—	6,281
12月	11,500	—	—	11,500	4,000	22,800	26,800	△ 15,300
3年1月	16,100	12,500	—	28,600	—	—	—	28,600
2月	40,840	—	1,556	42,396	—	—	—	42,396
3月	500	—	—	500	—	—	—	500
4月	24,200	—	—	24,200	—	—	—	24,200
5月	50,718	26,402	31,936	109,056	—	—	—	109,056
6月	23,510	—	—	23,510	—	15,650	15,650	7,860

(注) 「売却」欄の条件付とは買戻し条件付売却または買戻し条件付買入れの売戻し実行を、「買入」欄の条件付とは売戻し条件付買入れまたは買戻し条件付売却の買戻し実行をいう。「売却欄」の「その他」は、国債応募に際し現金払込みに代用する国債を本行から売却したもの。△は買入超。

(出所) 日本銀行保有資料。

らず、他方で9億円に近い本行特別融通が行われていたことが響いている。もっともこのような過程で市中銀行の債券保有高が急増したこと也有って、昭和3年8月ごろを境に起債市場は不振となり、本行保有国債に対する買い人気も失われた。⁽⁹⁾

資金の偏在

金融恐慌の発生によって各地の金融機関から預貯金の引出しが行われたため、金融機関の預貯金残高は減少した。これを昭和2年3~4月の2か月間でみると、普通銀行で6億7693万円(2月末残高の7.6%)、貯蓄銀行で1億3916万円(同じく12.8%)減少している。⁽¹⁰⁾もちろん、金融界の動揺が鎮静化すると、預貯金は再び増勢に転じた。しかし預貯金の回復のテンポは必ずしも一様ではなかった。このような動きを普通銀行についてみると、金融不安による預金引出しの多寡が個別銀行の信用度によって左右されたのはいうまでもないが、5月以降にお

ける預金の流入にあたっても、それは信用の厚い大銀行、とくに三菱、三井、住友、第一、安田のいわゆる5大銀行に集中した。その結果、普通銀行全体の預金は昭和2年中、1億5091万円減少したのに対し、5大銀行のそれは5億8471万円の増加を示した。しかもこのような大銀行への預金集中化傾向は金融恐慌後の一時的現象ではなく、その後も長く続き、5大銀行の隔絶した体制を作り上げたのである（表4-16）。

表4-16 普通銀行に占める5大銀行のシェア

(単位：百万円・%)

各年末	預 金		貸 出		シェア (B/A)	
	全国普通銀 (A)	5大銀行 (B)	全国普通銀 (A)	5大銀行 (B)	預 金	貸 出
昭和元年	9,179	2,233	8,801	1,800	24.3	20.5
2年	9,028	2,818	8,182	1,955	31.2	23.9
3年	9,331	3,130	7,777	1,935	33.5	24.9
4年	9,292	3,210	7,448	2,013	34.5	27.0
5年	8,659	3,188	6,748	2,011	36.8	29.8

（注）5大銀行とは三井・三菱・住友・第一・安田の5銀行を指す。

（出所）大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第10巻、東洋経済新報社、昭和30年、84～85ページ。

以上のような大銀行への預金集中化傾向、その裏返しとしての中小銀行の預金不振は、当時「資金偏在」と呼ばれたが、この現象は、単に金融機関シェアの変化というにとどまらず、当時の金融界にいろいろな影響を及ぼした。大銀行の余裕資金増大によって東京・大阪のような大都市における金融が緩和し、各種金利の低下を招いたことは、すでに述べたところであるが、こうした国内金利の低下によって外貨公社債の買入れなど、資金の海外流出が目立つようになり、それが後述のような為替相場の下落を助長したことを見逃すことはできない。また当時のコール市場では取り手は証券会社、特殊銀行などが過半を占め、大銀行の余裕資金が必ずしも地方の中小銀行へ流入しなかったので、大都市では金融緩和傾向が著しかった反面、地方ではむしろ金融の円滑を欠くという、「資金偏在」の現象が著しかった。さらにこのような地方金融の状況は、中小企業・農業部門の資金調達難を招き、折から不振にあえいでいた地方産業を一段と苦境に陥れること

4. 昭和2年の金融恐慌

になった。これに対し政府は昭和2年7月、預金部資金の地方還元をはかることによって地方金融の逼迫を緩和する方針を探った。昭和2年度以降預金部の地方資金融通が急増したのはこのためである⁽¹¹⁾（表4-17）。このほか政府（大蔵省）は

表4-17 預金部地方資金融通状況

（単位：千円）

年 度	内 地	普通地方資金	特別地方資金	外 地	計
大正14	84,008	29,350	54,658	6,921	90,929
昭和元	73,301	35,152	38,149	8,500	81,801
2	379,803	71,616	308,187	18,300	398,103
3	286,312	142,810	143,502	13,900	300,212
4	168,997	44,768	124,229	19,279	188,276
5	228,978	47,776	181,202	29,886	258,864
6	340,096	62,710	277,386	71,297	411,393

（注）1. 普通地方資金とは、毎年恒例的に融通される資金で公共団体普通事業資金、各種組合普通事業資金、社会事業資金に分かれる。

2. 特別地方資金とは、個別的な理由と目的によって融通される資金。

（出所）前掲『昭和財政史』第12巻、昭和37年、108～109ページ。

表4-18 郵便貯金・金銭信託残高の推移

（単位：百万円）

各月末	郵便貯金残高		金銭信託残高		普通銀行 預金残高	(参考) 指 数
		指 数		指 数		
昭和2年1月	1,162	100.0	454	100.0	8,858	100.0
2月	1,164	100.2	472	104.0	8,949	101.0
3月	1,183	101.8	492	108.4	8,866	100.1
4月	1,288	110.8	509	112.1	8,272	93.4
5月	1,460	125.6	532	117.2	8,525	96.2
6月	1,471	126.6	554	122.0	8,811	99.5
7月	1,499	129.0	570	125.6	8,630	97.4
8月	1,500	129.1	594	130.8	8,595	97.0
9月	1,514	130.3	620	136.6	8,659	97.8
10月	1,525	131.2	648	142.7	8,748	98.8
11月	1,526	131.3	678	149.3	8,739	98.7
12月	1,523	131.1	710	156.4	8,905	100.5
3年1月	1,542	132.7	733	161.5	8,885	100.3
2月	1,563	134.5	763	168.1	8,869	100.1
3月	1,571	135.2	796	175.3	8,868	100.1

（注）普通銀行預金残高については原典にこの計数は必ずしも正確ではないという断り書きがあり、事実12月末計数は前掲表4-16と若干異なる。

（出所）前掲『関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界』121ページおよび129ページ。

日本勧業銀行、農工銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行と協議し、これらの銀行がそれぞれ債券を発行して有力銀行の過剰資金を吸収するとともに、それを地方に融資させるといった措置も探っている。⁽¹²⁾

なお金融恐慌による預金のシフトは単に中小銀行から大銀行へと生じただけでなく、一部は郵便貯金に向かった。また信託会社の金銭信託は金融恐慌後も、ほとんどの影響を受けることなく、順調な伸びを示した（表4-18）。⁽¹³⁾

銀行合同の進展

金融恐慌を契機に、銀行の信用に対する一般の関心が高まったことはいうまでもない。それは銀行自身にとっても経営のあり方を問い合わせるものであり、その面から銀行合同に対する気運の高まりがみられた。もっとも銀行合同は大正10年ごろからかなり活発に行われるようになってきており、本行や政府もまたそれを促進する方針を探ってきた。とくに昭和3年1月施行の後述「銀行法」は、銀行合同を推進する大きな要因となった。この「銀行法」は銀行の最低資本金を法定したが、当時の不況下にあって、この条件を満たしていない、いわゆる「無資格銀行」が各自増資することは必ずしも容易でなかっただけでなく、政府は原則として単独増資を認めない方針を探ったからである。⁽¹⁴⁾さらに政府はモラトリアル明けの5月25日、大蔵省官制を改正して銀行検査体制を整備するとともに、銀行検査を通じて合同を勧奨し、また地方長官に対しても、最寄りの日本銀行、日本勧業銀行と連絡をとりながら銀行合同を積極的に進めるよう督励した。⁽¹⁵⁾

もっとも前述の単独増資を認めないという政府の方針に、中小銀行は強く反発した。また以上のように政府が銀行合同策を強行したためいろいろトラブルが生じ、識者の間にも、政府の強行策に対する非難の声が起つた。⁽¹⁶⁾そのため昭和6年には政府も場合によっては単独増資を認めるとして、それまでの方針をある程度緩和せざるを得なかった。しかし、いずれにせよ、「銀行法」を軸とした政府の銀行合同策によって、銀行整理がかなり進捗したことは否定できないところであろう。廃業・破産などと合同の二つの経路を通じて、昭和5年の普通銀行数は大正14年に比し実に半減するに至った（表4-19）。

表 4-19 普通銀行異動状況

	消滅	廃業・解散・破産	合同	新設	増減(△)	年銀行末数
大正14年	106	37	69	14	△ 92	1,537
昭和元年	133	46	87	16	△ 117	1,420
2年	148	58	90	11	△ 137	1,283
3年	281	59	222	29	△ 252	1,031
4年	164	54	110	14	△ 150	881
5年	105	26	79	6	△ 99	782
6年	108	52	56	9	△ 99	683
7年	162	102	60	17	△ 145	538

(出所) 「大蔵省銀行局年報」(前掲『日本金融史資料』明治大正編第7巻下、昭和35年および前掲『日本金融史資料』昭和編第1巻・第2巻、昭和36年、所収)により作成。

ところで以上のような銀行合同について本行は実際にどのように関与したか。当時は本行自身が積極的に銀行合同を勧奨する例は少なく、むしろ銀行合同についての合意が成立した場合、その具体的な合同条件交渉に際して、中立的な第三者として助言・仲介をするというケースが多かった。しかし、なかには本行が積極的に合同の斡旋を行ったという例がなかったわけではない。例えば昭和2年9月15日、川崎銀行と第一百銀行とが合併して川崎第一百銀行となったケースは、本行の斡旋によるものであった。その際本行は合併条件の作成や役員の選定について参画し、新銀行の経営陣に本行から頭取に星埜章(大阪支店長)、常務取締役に閑根善作(門司支店長)⁽¹⁸⁾を出している。また時期はやや遅くなるが、昭和6年10月、中国銀行(岡山市所在)が香川銀行(香川県所在)を買収したケースは、経営難に陥っていた香川銀行について、本行が長い間その経営引受先を物色した結果として成立したものであった。⁽¹⁹⁾

金融恐慌の際休業に追い込まれた銀行は、その後どのような経過をたどったか。昭和2年3月央から4月下旬までの金融恐慌の中で休業に陥った銀行は31行⁽²⁰⁾(台湾銀行を除く)であったが、このうち3行は間もなく営業を再開したので、残り28行の再建が問題であった。政府はこれら休業銀行のうち、欠損が比較的少なく、整理のうえ独立して営業を継続できる見込みのある銀行に対しては、単独整理の便をはかった。しかし欠損が多く整理後においてもとうてい自立して営業

を継続できる見込みのない銀行については有力銀行に合併するほかはないと考えられたが、実際にはそうした資産内容の悪い銀行を引き受ける有力銀行が見当たらないのは当然であった。そこで政府・本行は種々協議の結果、この際新しく銀行を設立し、休業銀行の債権債務をこの新銀行に引き継ぎ、新銀行はこの資産を担保として本行から特別融通を受けて預金の払い戻しをするという方針を探ることになった。⁽²¹⁾

この方針に基づき、昭和2年10月、公称資本金1000万円をもって設立されたのが昭和銀行である(同年12月1日営業開始)。同行は本店を東京に置き、その資本金の半額は5大銀行によって引き受けられた。同行は開業直後に尾張屋銀行を買収し、さらに昭和3年に入って、開業中の銀行を含め10行を買収した。

なお前述の金融恐慌の際に休業した31行のその後の経過について昭和4年3月末の状態をみると以下のとおりである。⁽²²⁾

イ、単独で開業したもの……………13行

うち

その後他行に合併または買収されたもの………3行

その後解散または営業を廃止したもの………2行

営業中のもの……………8行

ロ、他行へ合併または買収されたもの………9行

ハ、解散または破産の宣告を受けたもの………4行

ニ、休業中のもの……………5行

銀行業務の改善

金融恐慌の一因が、わが国金融機構のせい弱性にあったことはすでに述べたとおりであるが、それだけにこの経験は、わが国金融機関経営のあり方に対し、深刻な反省を迫るものであった。もっともこのような金融機構の欠陥については金融恐慌発生前からすでに指摘されていたところであった。後述のように大正15年9月、政府は「金融制度調査会」を発足させ、その答申に基づいて、新しく「銀行法」を制定したが、それはこのような欠陥を是正する趣旨から、銀行経営の健

全化を求めたものであった。

同時に金融恐慌を契機として、銀行界の中に自らの経営のあり方を反省し、その改善を図ろうとする動きが出てきたことは注目される。例えば大阪銀行集会所組合銀行はモラトリアム実施中の5月8日、委員会を開いて、銀行業務の改善を要する事項につき協議した。また6月4日、東西シンジケート銀行代表者懇談会が本行で開催されたが、その席上でも銀行業務の改善が検討された。東京・大阪の銀行界は、その後もお互いに連絡をとりながら、具体的な業務改善案を練った結果、同年末には成案を得ることができた。⁽²³⁾ このうち東京の預金協定加盟甲種銀行の場合についてみると、同年12月22日、銀行集会所に参考して業務改善案を討議した後これを可決し、昭和3年1月1日から実施することにした。この業務改善申合わせの重要な部分を一部抜粋すれば以下のとおりである。⁽²⁴⁾

- 一、同業者の貸出金は成るべくこれを担保附とすること。
- 二、コールは成るべくこれを担保附とし、翌日物無条件又は七日以内据置のものたること。
- 三、再割引又は仲介に依る単名手形の流通は濫用の弊を生じ易きをもつて、支払人の直接申込によるものの外は、努めてその割引を避くること。
- 四、銀行は常に聯絡協調を保ち、殊に貸金に関して関係銀行においてその信用状態、貸出利率などにつき、互ひに腹蔵なき打合せをなすこと。
- 五、〔省略〕
- 六、預金勧誘の目的をもつて行員を外部に派遣せざること。
- 〔七、～九、は省略〕
- 十、得意先に対し年始、中元歳暮などの恒例的進物を廃止すること、但し手帳又はこれに類するものは例外とす。

なお、東京乙種銀行の業務改善申合わせは、上記申合わせのうち五、および九、に該当する預金の利息計算の部分と為替取引の部分（いずれも省略）が若干異なるだけであったし、また大阪組合銀行の申合わせは、上記のうち第一項から第六項までのみを含むものであったが、その内容は上記東京甲種銀行のものと大同小異であり、その他の地域でもこれに追随する動きがみられた。⁽²⁵⁾

以上のような申合わせはいわば紳士協定であり、それが直ちに厳格に実施され

たわけではない。⁽²⁶⁾しかしこうした銀行業務改善の申合せは、ちょうど時を同じくして実施された前述「銀行法」とともに、その後の銀行経営に大きな影響を及ぼした。また本行井上総裁は昭和2年11月25日、名古屋で開かれた第26回関西銀行大会で演説し、この中で銀行業務の改善、刷新のためには①銀行制度の改善、②共存共栄の精神による銀行業者の協調、③銀行者の養成が必要であると説いているが、このうち第1点はその後銀行行政の基本法規として長く生き続けた「銀行法」によって実現し、また第2点もわが国金融界の体質として根付いたように思われる。このような銀行行政の強化や銀行業者の協調は、金融恐慌をもたらすまでに至る当時の金融界の諸問題を改善するための不可欠の事項として考えられたもので、事実その後銀行経営の改善にかなりの役割を果たした。しかし反面、これらの傾向はその後長い年月にわたってしだいに強まり、わが国における銀行行動の特質を形成する重要な要因となった。

当時の銀行経営にとって、業務の改善とともに重要な問題となったのは銀行の減配であった。大蔵省はすでに大正13年12月、翌14年6月と2度にわたり、銀行経営の基礎を堅実にする目的をもって、全国地方長官に対し、銀行の減配を勧奨するよう通ちょうを発した。この通ちょうは大正13年下期決算では必ずしも実効をあげることができなかつたが、14年上期では、当時銀行収益が不振であったこともあって、地方の普通銀行・貯蓄銀行では減配を実行したところが多かった。しかし東京・大阪など大都市においては依然減配を実行するところが少なく、大蔵省はこうした実績に必ずしも満足していなかった。⁽²⁷⁾

このような状況の中で、昭和2年の金融恐慌が発生したので、大蔵省はこれを契機に銀行の減配をいっそう強力に推進することになり、本行もその旨を受けて、市中銀行と接触した。本行は前述の6月4日の東西シンジケート銀行代表者懇談会において減配について懇談し、市中銀行側も減配の趣旨に賛成した。また地方の銀行に対しては、本行は支店長を通じ、大蔵省は地方長官を通じ減配の実施を勧奨した。⁽²⁸⁾その結果昭和2年上期決算において減配を行った普通銀行・貯蓄銀行は1164行（全体の8割弱）、減配をしなかった銀行は301行、逆に増配した銀行は14行であった。ただし減配をしなかった銀行のうち130行は休業中ないし営

4. 昭和2年の金融恐慌

業停止中のものであり、増配したのは記念配当や復配を行った銀行であったから、普通の状態で減配をしなかった銀行は極めて少なかったということができる（なお主要銀行の減配状況については表4-20）。

表 4-20 主要銀行の配当率

（単位：%）

	昭和元年	同 2年	同 3年	同 4年	同 5年	同 6年
日本銀行	12	10	10	10	10	10
横浜正金銀行	12	10	10	{上期10 下期16}	10	10
日本勵業銀行	10	10	10	10	10	10
日本興業銀行	8	6	6	6	6	6
三井銀行	{上期22 下期12}	10	10	10	{上期10 下期8}	8
三菱銀行	10	9	{上期9 下期10}	10	10	{上期10 下期8}
住友銀行	10	9	9	9	8	7
安田銀行	12	10	10	9	8	7
第一銀行	13	11	11	11	10	8

（注）上下期の配当率が異なる場合のみ期別配当率を掲記した。

（出所）各銀行の行史および「大蔵省銀行局年報」（前掲『日本金融史資料』昭和編第1巻・第2巻所収）により作成。

以上のような銀行配当に対する行政の介入は、以後における配当規制の端緒となった。その後の経緯をみると、昭和6年以降、行政指導や業界申合せにより、銀行の配当は著しく硬直化し、統いて昭和15年の「会社経理統制令」による統制の時代に入った。さらに第2次世界大戦後も行政指導による配当規制が続いた。

コール市場・証券市場への影響

前述の銀行業務改善申合せの中にはコール取引に関する事項が含まれていたが、同じころ、これとは別にコール取引のみに関する銀行間協定も成立した。すなわち昭和2年8月6日、東京において、従来からコール放出につき紳士協定を結んでいた三井・三菱・第一の3銀行に、新たに安田・住友・横浜正金の3銀行が加わって、次のようなコール協定を締結し、大阪側においてもほぼ同調した。

イ、コール取引は原則として公債担保とすること。

ロ、コールの種類は翌日物、無条件物および普通物の3種類とすること。

ハ、以上3種類の最低協定利率は従来の日歩1錢3厘を1錢2厘とすること。

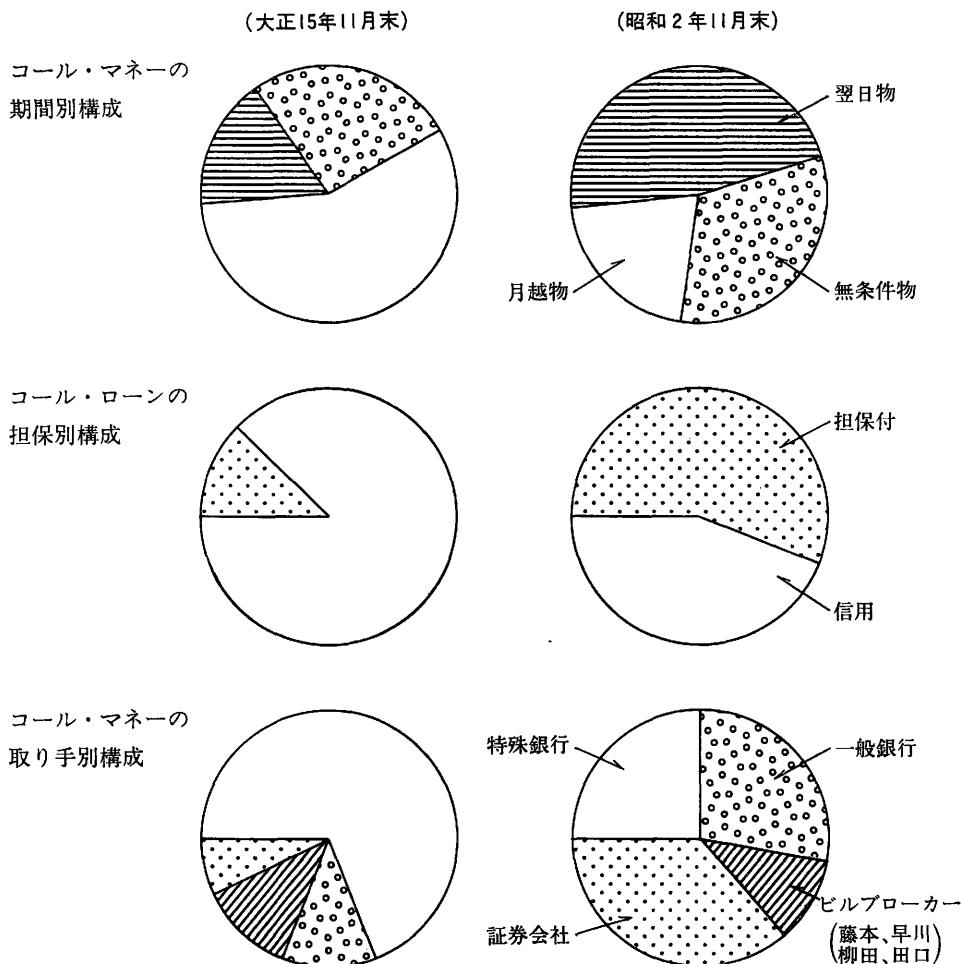
なお従来の30日物、60日物等、いわゆる月越物は今後コールとして取り扱わず、月越物は為替手形、その他は手形貸付の方法に準じて取り扱い、それらの利息は両端付の先取りとすること。

以上のコール協定に参加した銀行は「コール協定銀行」と呼ばれたが、このコール協定銀行はその後しだいにその数を増し、昭和4年には東西国債シンジケート銀行は日本興業銀行および朝鮮銀行を除き、すべてコール協定に参加した。⁽³²⁾

コール取引の健全化については以上のように、いろいろ努力が払われた。しかしコール市場全体としてみると、以上のようなコール市場の健全化がそのまま実現したわけではない。これには当時の著しい金融緩和が、そうした健全化の動きを妨げたという側面があったことも見逃すことはできない。土方本行総裁も昭和3年秋の本支店事務協議会において「恐慌直後各銀行は業務の改善を叫んだが其後一部の銀行は放資を焦つて無担保コールを出す様になつて來た」として注意を喚起している。⁽³³⁾

とはいっても前述のような申合わせによってコール取引の仕法にかなり大きな変化が生じたことも事実である。いま東京コール市場について金融恐慌前の大正15年11月末と金融恐慌後の昭和2年11月末とを比較すると、前者においては無担保ローンが88%、月越物が56%を占めていたが、後者ではそれぞれ44%、21%に減少した（図4-2）。さらにコール市場の変化は、こうした取引仕法の変化にとどまるものではなかった。注目されるのは、コール残高の減少と取り手の変化である。それは金融恐慌以前にはコール取入れ残高の7割以上を占めていた台湾銀行を中心とする、特殊銀行のマネー取入れが、金融恐慌後激減したことによるものであった。すなわち全国手形交換所組合および代理交換銀行の主要勘定によれば、金融恐慌発生以前のコール・ローン残高（月末ベース）はほぼ5～6億円程度であった。金融恐慌の発生によってコール取引が一時途絶状態に陥ったのは当然としても、動揺鎮静後、再びコール取引が行われるようになってからも、その残高は2億円前後にとどまり、しかもこの水準は昭和7年半ばまで続いた。またコール・マネーの取り手別構成では、金融恐慌以前に圧倒的な比重を持っていた

図4-2 昭和2年金融恐慌前後における東京コール市場の変化



(注)1. 期間別構成および担保別構成はビルブローカー扱いのみ。

2. 取り手別構成のビルブローカー分は再放出分を除く。

(出所) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」143~144ページにより作成。

特殊銀行に代わって、恐慌後は証券会社の比重が著しく高まった。さらに、以上のようなコール取引の減少が、ビルブローカーの経営を圧迫したことは当然で、なかには休廃業ないし転業するに至ったものもあった。⁽³⁵⁾

次に金融恐慌が証券市場に及ぼした影響をみると、第1次動揺の発生後、株価が漸落傾向をたどったのは当然であり、また社債についても二三流の銘柄は売行きが不振となった。しかし国債や一流社債に対する需要は多く、したがって相場

(36) も堅調であった。以上のような有価証券価格の動きについては、これを大正9年の反動恐慌の際のそれと比較すると興味深い（図4-3）。まず第1は大正9年の場合も昭和2年の場合も株式相場の下落がみられたのは同様であったが、その下落幅に大きな差があった。いまこれを本行調査局作成の月別価格指数の動きでみると、大正9年の場合はピークの1月からボトムの6月までに55%も暴落したが、昭和2年の場合は、ピークの2月からボトムの7月までに14%下落したにすぎなかった。これは大正9年の場合には第1次世界大戦後に生じた異常なブームの後の反動が現われたものであったのに対し、昭和2年の場合には、そうしたブームの後の反動ではなく、休業銀行およびその関連会社への影響に起因する株価下落で、一般の産業界は比較的平穏であったからである。第2には公社債の相場が大正9年の場合には下落しているのに対し、昭和2年の場合は、それがむしろ上昇している。これは、2回の恐慌の性格がそれぞれ異なっていたこと、またいずれの場合にも本行による多額の救済融資が行われたものの大正9年の場合には早期に回収されたのに対し、昭和2年の場合は放出された資金の大半がそのまま滞留し、前述のように資金偏在を伴いながらも金融緩和が著しく、多額の余資を抱えた有力銀行がその運用を堅実な公社債投資に求めたことによるものであった。

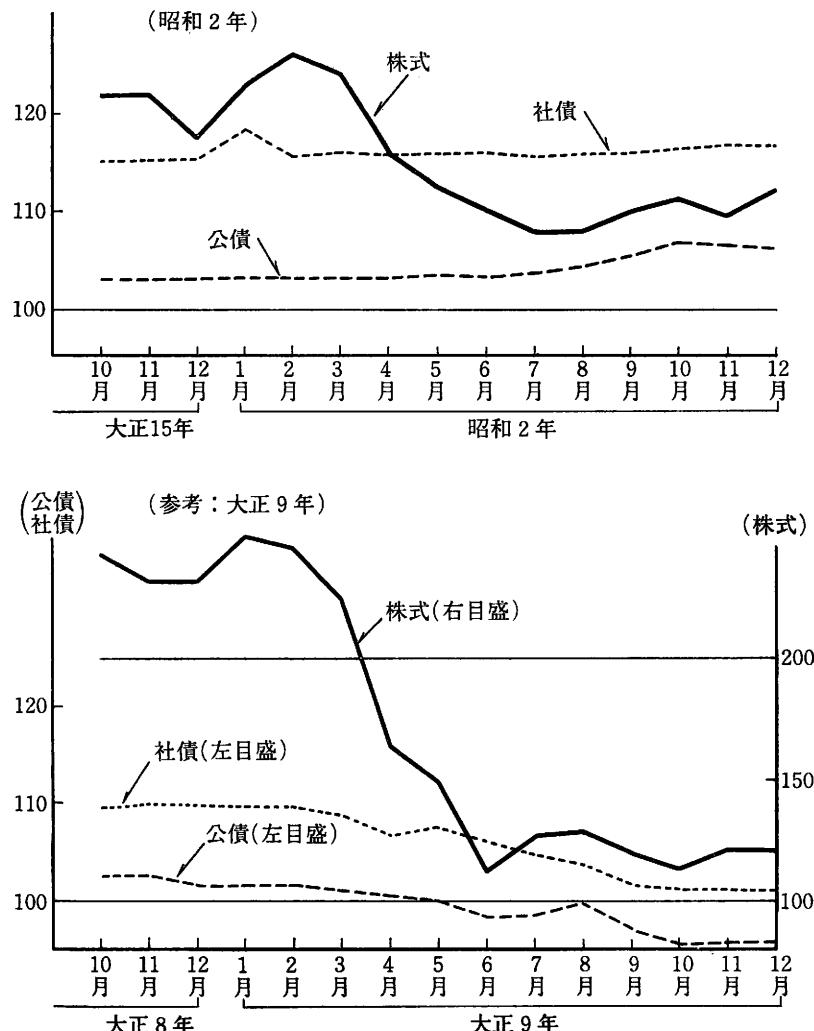
以上のように昭和2年金融恐慌の証券市場への影響は大正9年の恐慌の際の影響とは著しく異なっていた。この点について本行調査物も「蓋し大正九年の反動は直接証券市場の動揺に端を発せしに昭和二年の恐慌は金融界の動乱にして事業界の恐慌に至らざりしと大正九年に比し株価の位置が著しく低位にありたると因るもの如く」と述べている。⁽³⁷⁾ここにも昭和2年の動揺が「金融恐慌」と呼ばれる特殊性的一面が表われている。

産業界への影響

大正末年から昭和初年にかけてのわが国産業界はいわゆる慢性的不況下にあったとはいえ、一応の安定を示していたといってよい。しかしひとたび金融界に激しい動揺が起これば、産業界もその影響の圏外に立ちえないのは当然である。と

4. 昭和2年の金融恐慌

図 4-3 主要有価証券価格指数
(大正3年7月=100)



(出所) 前掲『本邦経済統計』昭和3年5月、120~121ページにより作成。

くに昭和2年4月から5月にかけて3週間のモラトリアムが実施されたこと、金融界の混乱鎮静後、資金偏在の傾向が著しくなったことは、金融の不円滑を招きそれが商取引を停滞させた。なかでも中小企業は資金調達・取引決済が困難な状況に陥り、機業地では休業や操業短縮を行わざるをえなかったという例が少なくなかった。しかも昭和2年は輸出もまた不振であったから、その影響も加わって、同年の景況はいっそう下降し、物価も下落した。⁽³⁸⁾

このような情勢の中で破綻した企業も少くない。とくに第1次世界大戦中から大戦後にかけて急膨張した一群の新興産業グループの没落が世間の注目を集めだが、なかでも当時屈指の商社で、その傘下に多数の系列企業を持っていた鈴木商店の行詰まりは、金融恐慌を契機とした産業再編成を象徴する事件であった。こうした産業界の整理淘汰の中で、大財閥に吸收された事業も多い。こうして三井・三菱・住友等の大財閥の地位は、金融恐慌を契機に一段と高まることになった。⁽³⁹⁾

また企業経営の面にも注目すべき変化が生まれた。それは金融恐慌を通じて企業経営者が、従来の経営方針について反省するところがあったからである。こうして金融恐慌以後、経費の節減、過剰人員の整理等によって経営合理化を推進しようとする動きがみられ、また減資・減配を実行する企業も多かった。同時にカルテルの結成、生産制限の申合わせなど企業相互間の協調的行動が目立つようになつた。⁽⁴⁰⁾

海外面の影響

金融恐慌が海外においてどのように受けとめられたかについてみると、第1次動揺の場合には、破綻した銀行が海外との取引関係を持たない小銀行であったから、海外からの反響はほとんどなかったが、第2次動揺の場合の影響は大きかった。第2次動揺に主役を演じた台湾銀行、鈴木商店がいずれも海外によくその名を知られていただけでなく、実際に海外で活発な取引活動を行っており、したがって債権債務関係を有する関係者が多かったから、これは当然のことであった。

もっとも昭和2年4月5日、鈴木商店がついに新規取引を停止した際ににおける

海外の反響は概して平穏であった。もちろん鈴木商店と台湾銀行との関係は、当時すでに海外でも知られていたが、台湾銀行には政府の援助があるので、先行きまず懸念はないと考えられていたことが、海外の動搖を少なくしていた。この点について4月7日発のロンドン代理店監督役から本店へあてた電信は次のように述べている。

鈴木商店ニ閲スル報道各新聞紙ニ掲載セラレタルモタイムス、モーニングポスト等ハ其ノ倫敦市場ニ及ホス影響僅少ナルヘキヲ伝へ且鈴木商店ノ成行如何ニ拘ラス台湾銀行ハ政府ノ援助アレハ懸念ノ要ナキ旨記載セリ。
〔中略〕

鈴木商店ト取引関係アル向ハ何レモ数日前ヨリ事情ヲ承知セル事トテ新聞記事ニヨリ動搖ノ模様ナク……。

しかしその後第六十五銀行が休業に入り、金融界の動搖が広がるにつれて、海外の見方もしだいに変化し、とくに4月17日、枢密院本会議が台湾銀行救済のための緊急勅令案を否決し、その後内閣総辞職、台湾銀行・十五銀行の休業と混乱が拡大すると、わが国金融界の動搖に対する海外の反応は一変した。当時の緊迫した情勢をニューヨーク代理店監督役からの電信は次のように伝えている。

〔4月21日着〕

十五銀行二十一日ヨリ三週間休業ノコトナリタル旨新聞社ニ入電、頻々タル凶報ニ当地ノ日本ニ対スル信用ノ根柢動搖、時局ニ処スル大方針樹立ノ報ヲ待兼ネ居レリ、財界前途御見込至急御垂範ヲ乞フ、只今正金、三井、三菱、住友各行代表者參集一同事態ノ重大ナルヲ認メ速ニ方策ノ声明ヲ希望スル旨述ヘタリ。

〔4月22日発、23日着〕

昨日ノ台銀債権者会無事ナリシモ整理ノ方法両三日中ニ確定セサレハ州銀行監督官ノ手ニ移リ法律的整理ノ止ムナキニ至ル虞アリ日本銀行非常貸出五億円限度政府補償案伝ヘラレ限度ヲ附スル点不評ナリ。

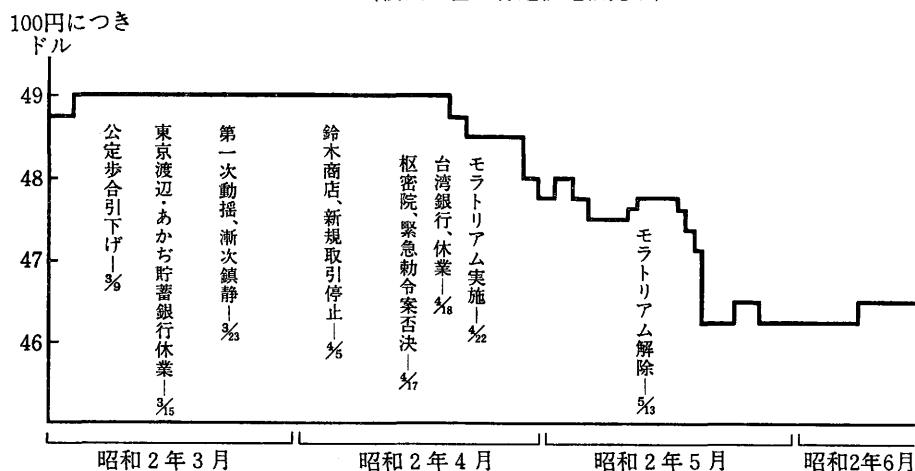
中国大陸、東南アジア各地における状況も同じようなもので、第2次動搖の影響はかなり大きかった。とくに上海では4月13日に大東銀行、上海銀行の休業があり、人心が動搖していた際であったから、台湾銀行の休業はそうした混乱にい

っそう拍車をかけるかたちとなった。また台湾銀行の休業は実際に東南アジア各地における在留邦人の金融難をもたらした。さらに当時、政府・日本銀行はあくまで台湾銀行を援助する方針と伝えられていただけに、台湾銀行の休業は政策当局に対する不信感をつのらせる結果となった。こうして事態は単なる台湾銀行一行の信用問題ではなく、わが国そのものの信用が危惧される状況となり、横浜正金銀行支店への取付けが発生したといった例もあった。⁽⁴³⁾

以上のような海外における反応は為替相場の動きによく現われている。いまこれを横浜正金銀行の建値でみると、円の対米ドル相場は第1次動揺の際には100円につき49ドルで全く変化はなかった。しかし第2次動揆が始まると円相場は下落した。その後金融界の動揆が鎮静化すると一時円相場は若干回復したものの、5月17日以降再び急落し、同月20日以降は46ドル台の相場が続くようになった(図4-4)。これは政府・日本銀行が為替相場支持政策を探らないことにし、従来行われていた正貨現送も中止することにしたため、当分金輸出解禁はないという見方が広がったことによるものであった。⁽⁴⁴⁾

もっともこの間における輸出入の動向をみると、金融恐慌やモラトリアムの実

図4-4 金融恐慌下の対米為替相場
(横浜正金銀行建値電信売り)



(注) 休日の場合は前日の相場を記入。

(出所) 横浜正金銀行調査課「最近十年間に於ける我国の対外為替」(前掲『日本金融史資料』昭和編 第22巻、昭和43年、所収) 105ページにより作成。

施による混乱から、一時輸出入が停滞した時期もあったが、そうした影響は比較的軽微で、むしろ前述のような為替相場の低落による貿易収支の改善が目立つ⁽⁴⁵⁾た。

金融恐慌についての総括的評価

昭和2年の金融恐慌は確かに不幸な出来事であった。しかしすでに述べたところからも明らかなようにわが国経済、とくに金融界がここから得たものも決して少なくなかった。これまでしばしば引用した本行調査物「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」は、金融恐慌の意義を次のように総括している。⁽⁴⁶⁾

昭和二年金融恐慌は震災の打撃を被りたる我財界を救済整理することを目的として立案せられたる震災手形整理に関する二法案の審議中偶々二三銀行の内情世上に伝はり一般人心殊に銀行預金者の銀行に対する危惧の念を醸成したるに基きたるものにして何等新なる財界の欠陥を生じたるに依るものにあらず、財界の整理安定を目的とした計画が政争の犠牲となりて未曾有の動搖を惹起したるに過ぎざること既に述べたる所の如し、而してかかる動搖を見たることは我財界にとりて一大痛恨事にして其の財界並金融界に及ぼしたる影響は頗る深刻且広汎なるものあり、即ち我財界は震災後徐々に整理改善せられて金の輸出解禁時期接近を思はしめたるに際し恐慌の突発によりて仮令一時的にせよ財界の受けたる打撃歟からず、延て事業界、商取引の萎靡不振を招くと共に海外に於ける信用を失墜し対外為替の低落を來したるも一面恐慌に処する政府、本行並に民間の対策は克く速に之を鎮静せしめ却て此機会に財界の整理を促し、台湾、十五、近江、其他の休業銀行整理及之に伴ふ鈴木商店、川崎造船所〔引用者注：十五銀行の最大の融資先〕等此等休業銀行関係の事業会社の整理を促したるのみならず一般銀行界も漸次整理改善せられ、其間自らコール市場並に銀行業務の改善も行はれ又資金偏在の結果金利の低落を來し事業会社の高利債借替により一般事業界の整理を援くることとなれり、斯くて大戦後當に為すべくして為されざりし財界の徹底的整理は著しく進捗を見ることとなりたり。

これは簡潔ながらバランスのとれた評価といえよう。金融恐慌は確かに金融・経済に深刻な打撃を与えた事件であったが、反面この恐慌を通じて事業界・金融界の整理が促進され、かつ将来におけるわが国経済の健全な発展に寄与するよう

な新しい芽がはぐくまれたことも否定できない。もとより、昭和2年に実際に生じたような混乱をもたらすことなく、経済の体質改善が順調に進められることが望ましい過程であったことはいうまでもないが、問題は、結果論として考えた場合、金融恐慌後の総合判断としてわが国経済が当面せい弱化したとみるか、逆に改善されたと考えるかという点であろう。そのいずれの見方をとるかによって金融恐慌の歴史的評価も異なるし、また数年来の重大な懸案である金解禁問題に対する当面の対処方針、すなわち解禁の時期に関する判断が異なってくるからである。

また金融恐慌は日本経済にとって不幸な出来事であったというだけでなく、本行にとっていろいろな後遺症を残した。その一つは本行の金融調節力を著しく弱めたことであり、この点はすでに述べた。しかし問題はそれだけではない。本行は金融恐慌に際して多くの犠牲を払いながら事態の收拾に当たったにもかかわらず、結果的にみると混乱を避けることはできなかった。そしてこうした混乱を招いたのは、本行の対応が後手に回ったためであるとの不満や批判を生じている。例えば昭和2年6月1日付の『エコノミスト』誌上で堀江帰一は次のように述べている。⁽⁴⁷⁾

今回のパニックに際して、日本銀行の態度の宜しきを得なかつたのは、世人の総て認める所である。日本銀行にして中央銀行として、金融統制の任に当る以上は、パニックの起る以前に、之を未然に防ぐ金融政策を行はなければならないし、又パニックの起つた後に、或る程度の非常貸出を行つて、市場の安定を謀り、以つてパニックの蔓延する勢を遮断しなければならない道理であつたのに、当時の日本銀行は是等の用意に全然欠けて居つた。

当時の本行にとって、おそらくこの批判は厳しすぎると映ったであろう。単に表面上破局を回避するだけであれば、それはむしろ比較的容易な事がらであった。本行としては既述のように金融・経済界からの際限のない救済融資の要請に対し、しっかりとした歯止めをかける必要に迫られていた。台湾銀行問題の最終段階で政府の損失補償を強硬に求めたのも、当時株式会社組織であった本行の経理上の理由を名目にして、このような歯止めをかけようとした点に最大の目的が

あったと考えられる。このような立場にあった本行にとってみれば、当時の行動について本行営業報告が述べているように、「財界の安定と其整理に最善の努力を為し」たといわざるをえなかつたであろう。そうした努力は必ずしも成功しなかつたといつても、その責めをまず本行が負うべきか否かについておそらく見解は分かれるであろう。しかし政策当局は結果についての責任を免れることができないとすれば、あれほどの混乱が生じたことについて本行も責任の一端を負担させられるのはやむをえない。ただ当時金融恐慌の收拾に日夜尽力した本行市来総裁が、財界安定のための2法律公布施行日の翌5月10日、任期満了を待つことなく辞任したことについて、当時の『中外商業新報』は財界混乱に対する応急措置が不十分であったとして責任をとらされたものと報じ、また『東京日日新聞』はこの件について「今回の金融恐慌は空前の事柄なれば、その跡始末に臨んでなほ任期中にある日銀総裁の首が飛んだのも、わが国空前の事実だ、……一国中央銀行の総裁といふ要職にあるものが、任期中政府当局の意思次第で椅子をすべるなど恐らく海外にも類例が珍しからう」と評した。⁽⁴⁹⁾こうして金融恐慌をめぐる処理は、はしなくも本行と政府の関係について一つの問題を提起したかたちとなつた。⁽⁵⁰⁾

- (1) 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』三井銀行、昭和32年、巻末「貸借対照表累期一覧表」。
- (2) 「昭和二年日本銀行営業報告」(前掲『日本金融史資料』昭和編第5巻、昭和38年、所収) 465ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた、以下同じ。
- (3) 前掲「日本銀行調査月報」昭和2年8月および同10月、60ページ、79~80ページ。
- (4) 『銀行通信録』第84巻第501号(昭和2年10月20日) 71ページ。
なお新しく協定された預本金利のうち定期預本金利は次のとおりであった。
甲種 年利5.0%以下(旧利率5.5%以下)
乙種 " 5.8% " (" 6.0% ")
- (5) 山室宗文「金解禁を中心とする我国經濟及金融」(前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収) 383~384ページ。
- (6) 前掲『井上準之助論叢』第3巻、昭和10年、48~51ページ。
- (7) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」114~115ページ。
- (8) 大蔵省昭和財政史編集室編『昭和財政史』第6巻、東洋経済新報社、昭和29年、68~70

ページ。

- (9) 前掲「日本銀行調査月報」昭和3年12月、234ページ。
- (10) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」121ページ。
- (11) 同上、130～133ページ。
- (12) 『銀行通信録』第84巻第499号（昭和2年8月20日）106ページ、107～108ページ。
- (13) 麻島昭一『日本信託業発展史』有斐閣、昭和44年、286～292ページ参照。
- (14) 前掲『昭和財政史』第10巻、昭和30年、115ページ。
- (15) 『大阪銀行通信録』第362号（昭和2年10月）83～84ページ。
- (16) 昭和6年9月14日付『中外商業新報』。
- (17) 同上。
- (18) 日本銀行調査局編『岡田才一氏金融史談速記録』日本銀行、昭和46年、54～59ページ。
- (19) 日本銀行保有資料『銀行事項』昭和3年ほか。
- (20) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」43ページ。
- (21) 同上、83～89ページ。
- (22) 同上、83ページ。
- (23) 朝日新聞経済部『朝日経済年史』（昭和3年版）朝日新聞社、昭和3年、303～305ページ。
- (24) 同上、305ページ。
- (25) 各地組合銀行の業務改善申合わせは前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻、739～746ページに収録されている。
- (26) 例え以上の中では長期物コールを認めないことになっているが、実際にはその後も長期物コールの取引が行われていた（浅見審三『コールマネー・マーケット』東洋経済出版部、昭和14年、56～57ページ）。
- (27) 前掲『井上準之助論叢』第3巻、16～20ページ。
- (28) 明石照男「大正銀行史」（前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収）536～537ページ。
- (29) 『銀行通信録』第83巻第497号（昭和2年6月20日）73～74ページ。
- (30) 前掲『朝日経済年史』（昭和3年版）297ページ。
なお銀行の「休業中」というのは、銀行業務の休止中のものばかりでなく、当時は預金の払戻し停止中のものをも意味していた。
- (31) 前掲『銀行通信録』第84巻第499号、78ページ。
- (32) 前掲『コールマネー・マーケット』27～28ページ。
- (33) 前掲『支店長会議書類』（昭和2年春季～3年秋季）。
- (34) 前掲「日本銀行調査月報付属統計」（前掲『日本金融史資料』昭和編第9巻、昭和39年、所収）巻末統計10～11ページ。
- (35) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」141ページ。

- (36) 同上、151～152ページ。
- (37) 同上、150ページ。
- (38) 同上、145～149ページ。
- (39) 高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』清明会出版部、昭和43年、293～294ページ。
- (40) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」146ページ。
- (41) 同上、158ページ。
- (42) 同上、157ページ。
- (43) 同上、160ページ。
- (44) 同上、164ページ。
- (45) 同上、160～161ページ。
- (46) 同上、111ページ。
- (47) 堀江帰一「パニックと国家の補償に依る救済」(『エコノミスト』第5年第11号、昭和2年6月1日) 15ページ。
- (48) 前掲「昭和二年日本銀行営業報告」465ページ。
- (49) 昭和2年5月11日付『中外商業新報』。
- (50) 昭和2年5月11日付『東京日日新聞』。
- (51) この市来総裁辞任について、中津海知方『預金部秘史』(東洋経済新報出版部、昭和3年)によれば、当時の高橋蔵相は何も語っていないし、市来総裁自身も「世上或は政党的関係とか、経済上の見解相違とかいふことをいつてゐるやうであるが、これは全く根拠のないことである」と語っているが、しかしその真相は、高橋蔵相が市来総裁に、十五銀行と川崎造船所の救済を要請したのに対し、同総裁が前者については預金者保護の見地から了承したもの、後者については強硬に反対し、結局蔵相から辞表の提出を求められたものだとしている(同書302～307ページ)。

(5) 震災手形の処理

震災手形関係2法

前述のように震災手形に対する本行の融通期限は当初大正14年(1925年)9月末であったものが、その後2度にわたって延長され、それをどのように処理するかは、政府にとってかねてからの懸案事項であったが、昭和2年(1927年)1月11日、大蔵省はその処理方針を次のように決定した。⁽¹⁾

イ、震災手形融通に伴う日本銀行の損失を補償するため、政府は1億円を限度と